

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業許可取消事案	… 4
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案	… 5
指定自動車整備事業者の行政処分について	… 13

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年2月26日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B39号 日本中央交通 株式会社

1. 令和8年2月20日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年2月26日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(タクシー)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B40号 日本中央交通 株式会社

1. 令和8年2月20日
2. 群馬地区(旧群馬県B地区)
3. 運賃及び料金(タクシー)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業許可取消事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G05

1. 事業者の氏名及び住所

小倉 孝光
東京都葛飾区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業許可取消処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月26日（木） 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045（211）7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G01

1. 事業者の氏名及び住所

藤村 聰

東京都練馬区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月25日（水） 午前10時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045（211）7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G02

1. 事業者の氏名及び住所

横山 明
東京都北区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月25日（水） 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045（211）7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G03

1. 事業者の氏名及び住所

伊東 正弘

東京都足立区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月25日（水） 午後3時00分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045（211）7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G04

1. 事業者の氏名及び住所

大嶋 常士

東京都足立区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月26日(木) 午前10時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G06

1. 事業者の氏名及び住所

宮崎 一昭

東京都世田谷区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和 8年3月26日(木) 午後3時00分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G07

1. 事業者の氏名及び住所

山口 豊彦
東京都板橋区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月27日(金) 午前10時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G08

1. 事業者の氏名及び住所

志渡澤 裕二

東京都練馬区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月27日（金） 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045（211）7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年2月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 25G09

1. 事業者の氏名及び住所

笠原 陽一

東京都荒川区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年3月27日（金） 午後3時00分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045（211）7271

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホンダクリオ上尾
代表取締役 遠藤 光博
埼玉県桶川市大字坂田1633番地の1

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ホンダクリオ上尾 伊奈店
埼玉県北足立郡伊奈町栄3丁目121番1号
認証番号 第4-3882号
指定番号 関東指第4-1300号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和 8年 2月 17日 から
令和 8年 6月 21日 まで 125日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の5第6項の規定違反

令和 8年 2月 16日

関東運輸局長 藤田 礼子